

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長)

住所

〒965-0013 会津若松市堤町6-12

電話 090(2364)3613

メール

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

関根憲一 090-4889-3726(富岡)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)



今年は異常な大雪。でも雪の中から芽を出します

新年のご挨拶

福島原発避難者訴訟
「相双の会」原告団を支える会呼びかけ人
講談師・神田香織



暮れのだまし討ちのような解散総選挙とその結果を思うと、新年を祝う気持ちが失せます。しかし去年は朗報もありました。

「相双の会」に続くように多くの福島県民が訴訟に、あるいは救済申し立てに参加。

辛抱強い県民ももう黙ってはいない。

憲法で保障されている人権をきっちり主張し「人災」の原発事故から四年目の今年を、責任と償いの元年にいたしましょう！

何しろ、10%増税先送りを国民に問う

と解散した安倍首相、議席を減らしたのに「国民の信任を得た、原発再稼働を進める」と。講釈師以上のウソつきです。

そんななか、福島の家賃住宅では50代の女性が自死。汚染水放出はもはや当然のごとく、心疾患死亡率は全国の倍。こどもの健康被害も増え、未だ10万人以上もの

人々が避難生活を強いられている福島県民が先頭に立って叫ばねば、悲劇は繰り返されてしまいます。

県民の願いはひとつ、「自分たちのような辛い目には誰一人遭わせたくない」。その先頭に立つ「相双の会」、今年もご支援のほどよろしくお願い致します。

危ない日本ではなく優しい日本であってほしい

「相双の会」会長 國分富夫

去る11月14日に双葉町の視察にいきました。一年間御協力有り難う御座いました。

去年は「相双の会」の会報を通して皆様といろいろと意見交換をすることが出来ました。

悩みや苦しみを伝え、そして「これからどうすれば良いのか分からない。そんな時、会報を見て元気づけられた事が多々ありました」と話された時は、会報は皆さんの「声」にしなければならぬと初心に戻ったとこ

ろです。今後も事務局の方々と蜜に相談しながら続けなければならないと思っています。

今後も皆さんの「声」を大事にしていきたいと思いますので、匿名でも良いですから原稿を投稿されることを期待しています。

さて、今年こそと期待をしたいところですが、そんなに甘くないようです。食料品をはじめ物価はどんどん上がる。アベノミクスとやらも富裕層への優遇策でしかあり



福島は今雪です（現在のようす）

ません。「去年は労働賃金が上がった、ボーナスも上がった」と力説する安倍総理。しかし、消費税の上昇分労働賃金は上がったでしょうか。円安により中小零細企業は苦しいが大企業は儲けを減らしません。

そもそも原発は国民の血のにじむような税金で保護され、世界で最も高い電気料金で稼働しているようなものです、2016年から電力小売りが全面自由化になると、大手電力会社は原発にかかる費用を利用者に電気料金として負担させるにくくなるでしょう。そこで政府は電力消費者に、廃炉経費もふくめて原発の諸経費を負担させる方策を検討するだろう。これまでもそうでし

た。命や安全を無視しても電力会社を優遇してきた。

福島第一原発事故の後始末も出来ない有様で、廃炉は100年でも出来ないかも知れないのです。国土は安倍総理の物でもない。電力会社の物でもない。海、山、川、全てが生物全部のものである。それが地球全部を汚してしまった責任を負いもしないで再稼働するとは、平成の大罪と言っても過言ではないでしょう。

新年を迎え今年こそはと思う事が沢山あると思います。みんなで力を合わせ元気で頑張りましょう。

神奈川県「赤ずきんの会」と交流

「会津地方なみえ会」会長 鈴木宏孝

昨年10月30日に、神奈川県大和市のボランティアのグループ・「赤ずきんの会」と「会津地方なみえ会」との交流会が、会津若松市社会福祉協議会のご指導のもとに、会津若松市文化センターで開催されました。

「赤ずきんの会」は大和市の民生委員や更生保護女性の会のOBがメンバーで、高齢者サロンへの支援や協力を行っている方たちです。「赤ずきんの会」が発足したのは、皆さんが東日本大震災の視察をしたのがきっかけで、被災者の応援ができればと少人数で発足し今日に至っているそうです。

その後、賛同者が除々に多くなり「がんばろう東北」「がんばろう福島」を合い言葉に力強い応援をいただいているところです。

当日は「赤ずきんの会」からは代表の稲田ことさん他12名の方々と「会津地方なみえ会」の役員6人とで交流、意見交換を行いました。「なみえ会」から今日までの災害の状況・避難先での苦労話をしました。「赤ずきんの会」は「忘れてはいけない・被災者の事は忘れてはけません」との思いを伝える事を目的として訪問しましたと言っていました。熱心にご質問をいただきました。そして、「避難生活も4年近くなるが復興のきざしが見えない」ことを知っておどろいたようです。

大和市に戻ってから「交流会で話された事をさまざまな所で多くの人に伝えていきます」と、大変心強いメッセージを頂きました。有り難う御座います。

今後も「赤ずきんの会」と「原発被害者相双の会」「会津地方なみえ会」は、福島への受け入れと、こちらから大和市に出かけていくことも含め、物心両面に渡り交流を深めて行く事をお約束したところです。

神奈川県大和市「赤ずきんの会」を迎えた交流会



避難者訴訟第8回裁判の報告

2015年12月の結審を求める

昨年12月17日に8回目の原発避難者訴訟裁判が福島地裁いわき支部で開催されました。

今後の検証をはじめとする原告側の立証採用とスケジュールが課題となっています。

訴訟の第一段階（原告からの実態の訴えなどの意見陳述が中心）は終盤にさしかかっており、第二段階の立証の段階に移ります。立証としては、学者などの専門家の証人及び全ての原告から少なくとも各世帯最低一名の尋問（詳細に被害の実情を明らかにする）の実施の採用を求めました。

12月7日には原告団総会を開催し、総会の中で一刻も早く集結するための方針を採択しました。そして、切羽詰まった避難者（原告）の生活再建を考えたとき早期解決が急務となってきたことから、立証に迅速に対応するよう、裁判の回数を増やしたり、3人の裁判官が別々に原告の尋問をするなどを裁判所に求めること、また今後膨大になる請求項目（損害項目）の整理縮小をはかることにしました。

原則として①避難生活に伴う慰謝料、②故郷喪失による慰謝料、③居住用不動産、④家財にしぼり、さらに今後の進め方として、2015年12月に結審し、2016年3月には判決とするよう、17日の第8回裁判で提案をしました。これについては、2015年1月14日の進行協議でつめることになっています。

第9回裁判は

2015年2月18日（水） 福島地裁いわき支部

「相双の会」 会報に ご意見を

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。
匿名でもけっこうです。

電話 090 (2364) 3613 メール（國分） kokubunpi-su@hotmail.co.jp



